

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 5月 26日

福島県知事 殿

提出者



氏 名 前田道路(株)福島営業所

所長 鈴木 真志

電話番号 024-593-1131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	前田道路株式会社 福島営業所
事業場の所在地	福島県福島市成川字杵清水15-1
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	令和4年度元請完成工事高 48百万円 ※福島営業所のみ
③ 従業員数	12人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	(建設工事) がれき類→再生処理業者に委託し、再生碎石・再生合材として再資源化 廃プラスチック類→再生処理業者に委託しプラスチック燃料として再資源化 建設資材の紙くず→再生処理業者に委託し原料として再資源化 木くず→再生処理業者に委託し、破碎し、敷きわら等として再資源化

(日本産業規格 A列4番)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

## (管理体制図)

東北支店安全環境部 産業廃棄物処理に関する指導、教育

↓  
福島営業所 所長(廃棄物処理責任者)

↓  
工事現場管理責任者(現場担当者) 産業廃棄物処理に関する各種実務

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度(令和4年度)実績】 別紙の通り	
産業廃棄物の種類	- -
排出量	- t - t
(これまでに実施した取組)	
工事施工において発生したがれき類、廃プラスチック類、建設資材の紙くず、木くず全てにおいてリサイクルを行った。	
【目標】 別紙の通り	
産業廃棄物の種類	- -
排出量	- t - t
(今後実施する予定の取組)	
工事の受注形態により産業廃棄物の発生量が左右されるが、発生した廃棄物は引き続きリサイクル処理を計画する。	

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類はアスファルトがら、コンクリートがら等に分別し再資源化を促進する。廃プラ、紙くず、木くずは排出時分別を行い、混合しないよう收集運搬業者へ指示を行う。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 前年同様、廃棄物の分別收集を行い、再資源化に取り組む。

## (第3面)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) 特になし。		
		【目標】	
②計画	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行いう 産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) 特になし。		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	- t	- t
		(これまでに実施した取組) 特になし。	
		【目標】	
②計画	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行いう 産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	- t	- t
		(今後実施する予定の取組) 特になし。	

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組) 特になし。			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組) 特になし。			

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】 別紙の通り			
①現状	産業廃棄物の種類	-	-
	全処理委託量	- t	- t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
(これまでに実施した取組) 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施した。			

## (第5面)

②計画	【目標】	別紙の通り		
		産業廃棄物の種類	- -	
		全処理委託量	- t - t	
		優良認定処理業者への 処理委託量	- t - t	
		再生利用業者への 処理委託量	- t - t	
		認定熱回収業者への 処理委託量	- t - t	
認定熱回収業者以外の 热回収を行う業者への 処理委託量				
(今後実施する予定の取組) これまでの取り組みを継続し、分別を徹底し、再資源化できる業者への 委託の選定を推進する。				
※事務処理欄				

## 備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行なうに際して熱回収を行なった場合における熱回収を行なった産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行なっている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第2面)

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度(令和4年度)実績】				
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	建設工事の紙くず
①現状	排出量	1814.240t	16.975t	0.300t
				木くず 2.200t
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	建設工事の紙くず
	排出量	600.000t	15.000t	0.300t
				木くず 2.000t

(第4面、第5面)

【前年度(令和4年度)実績】				
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	建設工事の紙くず
①現状	全処理委託量	1814.240t	16.975t	0.300t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t	- t
	再生利用業者への処理委託量	1814.240t	16.975t	0.300t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	建設工事の紙くず
	全処理委託量	600.000t	15.000t	0.300t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t	- t
	再生利用業者への処理委託量	600.000t	15.000t	0.300t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t